

野々市市ふるさと納税返礼品募集要項

令和6年 12 月

野々市市総務部総務課

1 募集概要

本市では、野々市ファンの獲得と地域の活性化を図るため、ふるさと納税制度を活用し、市の特産品のPRや販路の拡大、市の魅力の発信を行います。つきましては、市外在住の寄附者へのお礼品として贈呈する商品及びサービス（以下「返礼品」という。）を募集します。

2 ふるさと納税制度の概要

（1）制度の概要

ふるさと納税制度とは、「ふるさとを応援したい」という方の思いを実現するため、納税者が応援したい自治体を選んで寄附した場合、2,000円を超える部分について、一定限度額まで所得税と合わせ個人住民税が控除される寄附金税制のことです。寄附先は、出身地に限らず、どの自治体にもふるさと納税を行うことができます。

（2）新ふるさと納税制度について

令和元年6月1日から新制度が始まりました。

・ポイント

ふるさと納税の対象となる自治体を総務大臣が指定します。

（指定を受けない自治体への寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。）
総務大臣の指定を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

①ふるさと納税の募集の適正な実施

- ・ふるさと納税の趣旨に沿った寄附の募集
- ・返礼品調達費を含めた経費総額が寄附総額の5割以下
- ・市内在住者からの寄附に対する返礼品送付の禁止

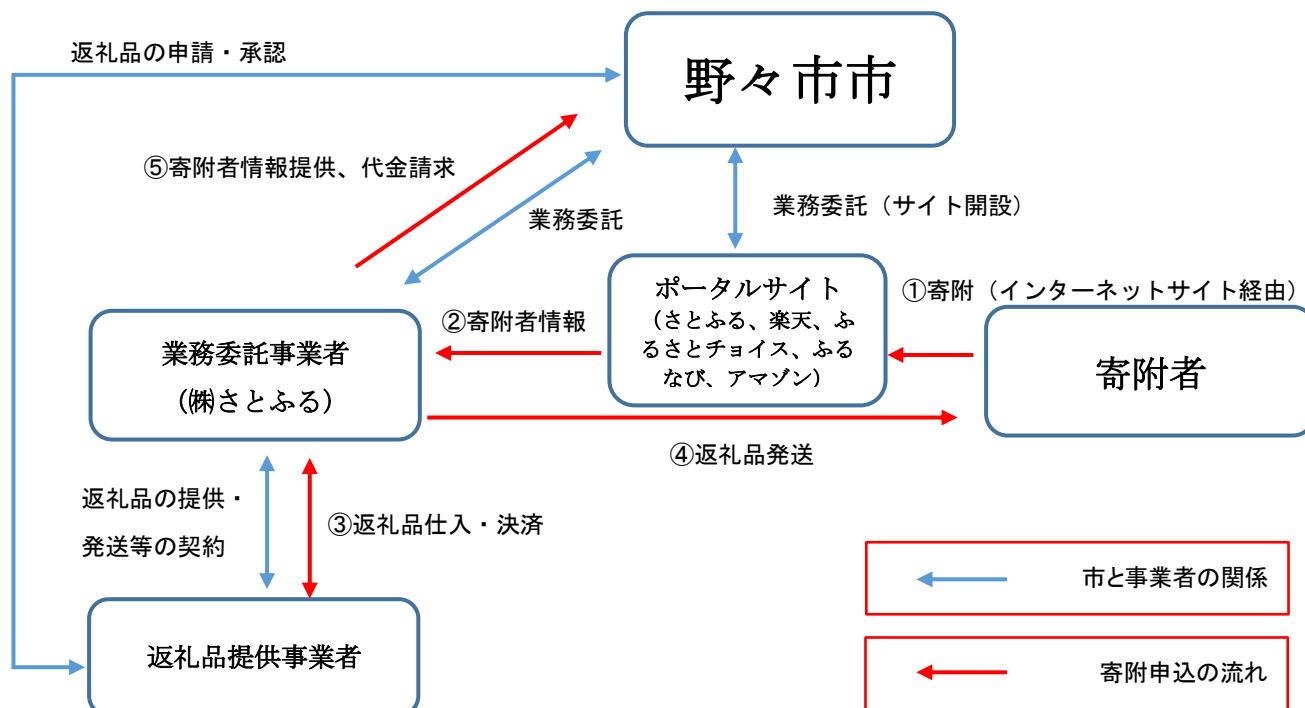
②返礼品調達費が寄附額の3割以下

③返礼品は地場産品

3 事業実施のスキーム

- ① 寄附の募集受付は、市が契約するふるさと納税ポータルサイトを通じて行います。
- ② 返礼品に係る各種業務を外部に委託して実施します。

【事業イメージ図】



4 事業者のメリット

- ① ふるさと納税制度を通じた新たな販売経路の開拓が期待できます。
- ② 市が契約するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等及び事業者のPRができます。
市では、ポータルサイトとして「さとふる」、「楽天」、「ふるさとチョイス」、「ふるなび」、「アマゾン」を利用します。
- ③ 返礼品の発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。

5 募集要件

(1) 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人、団体又は個人事業者とします。

- ア 法令を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ウ インターネットを利用できる環境にあること。

(2) 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

ア 次のいずれかに該当していること。

- ① 市内において生産されたものであること。
(例：市内で収穫された米)
- ② 市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
(例：市内で収穫された果物を使用したワイン)
- ③ 市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合にはそれぞれに定めるものに限る。
 - (1) 食肉の熟成または玄米の精白：市内において生産されたものを原材料とするもの
 - (2) 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程：当該の製造業者により、当該製品の価値の過半が市内で生じている旨の証明がなされたもの
(例：市内の工場で製造・加工された食料加工品や装飾品)
- ④ 市内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
(例：複数自治体を管轄するJAが市内と市外で生産された米をブレンドして「〇〇米」として出荷しているもの)
- ⑤ 本市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の返礼品であることが明白なものであること。

(例：「のっティ」のグッズ)

- ⑥ 上記①から⑤に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

(例：市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット)

- ⑦ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

(例：市内各所を巡る観光ツアー)

- ⑦-2 市内に所在する宿泊施設であって、石川県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するものにおける宿泊の提供に係る役務であること。

- ⑦-3 市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき1人当たり5万円を超えないもの
- (2) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

- ⑦-4 市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

- ⑧ 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

- (1) 近隣の他の市区町村と共同で市内において前号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
(市内で企画立案し隣接市の工場で製造された共通返礼品)
- (2) 都道府県が当該都道府県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の共通の返礼品とするもの
- (3) 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品および当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品とするもの

- ⑨ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前号のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替えるものとして提供するものであること。

イ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込まれるものであること。

ウ 飲食物の場合は、寄附者に商品等が到着後適切な賞味期限が保証されるもの

であること。

エ 市が指定する配送業者により配送が可能な商品等であること。

オ 公序良俗に反しないものであること。

カ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。なお、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像等を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

（３）返礼品の価格

返礼品の価格に、制限はありません（返礼品の価格には、梱包料、手数料及び消費税を含み、送料を除きます。）。

なお、市は、返礼品の価格が３割を超えない範囲で寄附募集額（最低募集額 5,000円以上）を定めるものとします。

（４）返礼品提供事業者の役割

返礼品提供事業者は、返礼品の発注があり次第、返礼品の手配及び梱包を行い、発送準備をしていただきます。

（５）代金の支払い

返礼品の代金の支払いは、「７ 業務委託事業者」の事業者から振り込まれます（振込手数料は、返礼品提供事業者の負担となります）。

６ 応募から採用までの流れ

① 野々市市ふるさと納税返礼品申込書を市ホームページからダウンロードしてください。

② ダウンロードした申込書式に必要事項を記入し、野々市市総務部総務課宛に電子メールで提出してください。

アドレス：furusato@city.nonoichi.lg.jp

③ 申込書提出後、総務省審査に数か月を要します。審査が完了しましたら業務委託事業者から申込書のメールアドレス宛に連絡がありますので、提供されるマニュアル等に従い返礼品情報の登録を行ってください。返礼品情報の登録は、専用のインターネットサイトで行います。

なお、申込・採用にあたりヒアリングや商品の確認をさせていただくことがあります。

④ 市が契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、寄附を募ります。

7 業務委託事業者

効率的な運営、円滑な返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期するため、市は返礼品の取扱業務全般を下記の業者に委託します。

株式会社さとふる

〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

8 業務委託事業者との契約

返礼品提供事業者は、返礼品の手配、配送等に関する事項について「7 業務委託事業者」の事業者と契約することとなります。

9 採用の取消し

返礼品提供事業者が次のいずれかに該当するときは、返礼品の採用を取り消します。

- ① 「5 募集要件」の（１）又は（２）に規定する要件に適合しなくなったとき。
- ② 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- ③ 市に損害を及ぼす行為があったとき。
- ④ その他市長がやむを得ないと認めたとき。

10 その他の留意事項

- ① 採用された商品等は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 返礼品提供事業者は、この業務を処理するため知り得た個人情報を厳重に取扱うものとし、返礼品の発送以外の目的に使用してはならないものとします。
- ③ 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに業務委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- ④ 採用された返礼品を変更又は辞退する場合は、事前に「7 業務委託事業者」の事業者までご連絡ください。
- ⑤ ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11 問い合わせ先

野々市市総務部総務課管財係

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

TEL：076-227-6057 FAX：076-227-6255

E-mail：furusato@city.nonoichi.lg.jp

問い合わせ内容によっては、業務委託事業者である株式会社さとふるの担当者からご連絡を差し上げる場合がありますのでご承知ください。

※サイト登録作業や運用開始後のトラブル解決については、別途ご案内するさとふるサポートセンターがサポート窓口となります。